

R A P O R O A I N U N A T I O N

私は、ラポロアイヌネイションの名誉代表をしております。ラポロアイヌネイションは、旧称は浦幌アイヌ協会といい、私は長年この会長をしております。今年の7月にラポロアイヌネイションと名称を変更し、名誉会長になりました。ラポロとは浦幌の名の由来であるアイヌ語のオーラポロから取りました。なぜ、名称の変更をしたかというと、私たちの祖先はコタンという集団を作り、この集団

2020年12月17日、第2回
口頭弁論における意見陳述

ラポロアイヌネイション

さしま
差間正樹

私たちは
川を取り戻し、
サケを取り戻し、
生活を取り戻したい。

ラポロアイヌネイション
サケ捕獲権
確認請求訴訟



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より

北大開示文書研究会
ニューズレター

2021年3月4日発行

25

が十勝川でサケ捕獲権を有していたことから、私たち子孫もこのサケ捕獲権を復活させることを目指す団体になろうと決断したからです。私たちもかつてのコタンのようにサケ捕獲権を持ち、自己決定権を持つ組織になっていくことができれば、という決意を込めて名称を変更しました。

私が、自分がアイヌだと確実に分かったのは高校卒業の時でした。大学入学に必要な戸籍を取り寄せたとき、祖父の名がエコシツプモンノスバという名前だったからです。母に「この人は？」と聞いても何も言いませんでした。両親はアイヌだということを知っていたのです。しかし、隠しようはなかったのです。父はサケの定置網の権利を取得しましたが、他の和人の漁師から漁獲の多い定置の場所を取られたりして、いろいろな嫌がらせを受けていました。私も何か変だと思いながらいじめにあっていたました。私は高校生まではたぶん自分もアイヌなのだなと思っていました。中学時代はアイヌということでは暴力的ないじめにもあっていました。子供ながら理不尽だと思いましたが何もできませんでした。しかし、40歳代になって、アイヌであることを隠すのはやめようと思うようになり、「俺はアイヌだ」と面と向かって言うことにしました。すると、今まで嫌がらせをしてきた人たちは、嫌がらせをしなくなりました。母は十勝太アイヌで、父は白糠アイヌです。私は今では胸を張って生粋のアイヌとして誇りを持っていきます。

私たちはこの5年の間に十勝川下流域にあった愛牛コタン、十勝太コタンなどのアイヌ墓地から研究者によって持ち去られた先祖の遺骨102体を北大、札幌大、東大から取り戻し、浦幌博物館からは十勝太の遺跡から発掘された江戸時代のアイヌ遺骨

を返還してもらいました。私がアイヌ遺骨をアイヌに帰させるべきだと思うようになったのは、北大納骨堂の前でのイチャルバ（慰霊祭）に参加した時でした。私は北海道アイヌ協会十勝支部連合会で、「アイヌの遺骨は全部地元に戻さるべきだ」と発言したのですが、幹部たちから「そんなことは無理だべ」と笑われました。しかし、先祖の遺骨を返還させることはアイヌの権利だと思い、裁判を起こして、遺骨を取り戻したのです。私たちは、自分たちの声をあげなければ何も前に進むことはできないと確信しました。

私は、3年前に、サケ捕獲権の勉強をするためにアメリカのワシントン州のインディアントライブを訪れました。そこでは1960年代にサケの捕獲を巡ってインディアントライブと州との「魚戦争」と呼ばれる闘いがありました。インディアンの人たちは自分たちの権利を主張し、1974年に連邦地裁で、その後連邦最高裁で勝利しました。私はアメリカでも自分たちの権利を守るために先人たちが大変な努力をしていたことを知りました。現在では、インディアンの人たちは州や連邦と協力してサケ資源保全のために川の生態系を維持する活動もしています。私も十勝川の生態系を守っていかねばならないと思っています。

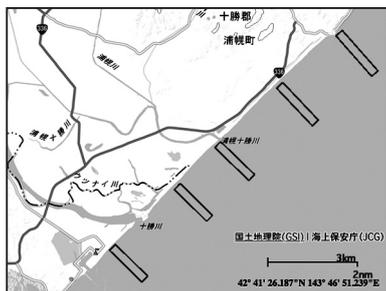
私は、父の跡を継いでサケの定置網の網元をしています。定置網は海での漁ですが、やはりアイヌとして川でのサケ漁へのこだわりを持っています。遺骨返還の際に副葬品として手作りの網針という網を修理する道具が返還されました。網針の大きさからいって川でのサケ漁のための刺し網を修理する道具だと思っています。私たちの先祖は川で刺し網漁をして

いたのだと知りました。サケを獲り家族の生活を支え、またサケを加工して交易し、先祖たちは豊かな生活をしていたと思います。

かつて先祖たちが漁をしていた川は、今、浦幌十勝川と呼ばれている川です。現在の十勝川は河川工事で豊頃町大津に流れています。もともとは、浦幌十勝川こそが十勝川の本流だったのです。かつては川幅が200メートル以上あった川は、上流部で十勝川と分断されたため50メートルほどの細い川になってしまいました。今は分断された十勝川から導水路を使って、最大毎秒9立方メートルの水が引かれていくだけです。そのため、浦幌十勝川を遡上するサケはほとんど十勝川に上ることはありません。それでも、私たちにとっては、先祖から受け継いだ貴重なサケなのです。そしていつの日かより多くの野生のサケがのぼる浦幌十勝川にしたいと思っています。

私たちは、サケを生活のため、また経済活動のために捕獲したいと思っています。それによってアイヌが自立し、生活できることを望んでいます。

私たちは川を取り戻し、サケを取り戻し、生活を取り戻したいのです。



上の地図の□は
秋サケ定置網漁業権設定地

被告(国・北海道)は事実関係の認否を忌避

2020年12月17日、第2回口頭弁論閉廷後の原告記者会見・報告会(北海道高等学校教職員センター)から

市川守弘・原告代理人

今日の裁判では、前回の第1回口頭弁論で「主張は次回する」と言っていた被告側から、準備書面が出てきました。ところがその主張の中身は、こちらが訴状に書いたことについては、すべて「認否の限りにあらず」、つまり、(訴状にある)そういう事実を認めるか認めないか、いっさい答えませんでした。被告側は、現行法である漁業法

ラポロアイヌネイション サケ捕獲権確認請求訴訟

請求の趣旨(2020年8月17日、抜粋)

提訴日 2020年8月17日
原告 ラポロアイヌネイション
被告 国、北海道

- 1) 原告が別紙漁業権目録記載の漁業権を有することを確認する
 - 2) 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決を求める。

【請求の原因】

本件は、浦幌町内唯一のアイヌ集団である原告が、浦幌十勝川河口部においてサケを捕獲する権利を有することの確認を求める訴えである。

明治になるまで、北海道、千島、カラフトに居住していたアイヌの各小集団(コタンと称されている)は、当該各集団の支配領域(イオルと称されていた)において、サケをはじめとする自然資源を独占的・排他的に使用し、利用していた。このうちサケは、アイヌにとって主要な食糧であるとともに、和人との交易品としても利用されており、重要な経済活動の資源でもあった。

明治6年、明治政府は現札幌市の主要な河川におけるサケの引き網漁を禁止し、明治11年に札幌郡におけるサケマス魚を一切禁止した。その後サケマスの捕獲の禁止が全道に広がり、明治30年には、自家用としてのサケマスの捕獲も禁止した。現在は、後記するように、国及び北海道によって河川におけるサケ漁について和人、アイヌに限らず、原則として禁止されている。原告は十勝川及び浦幌十勝川において一切のサケを捕獲することが禁止されている。アイヌに関する唯一の例外は文化的伝承等のために北海道知事の許可を受けて一定数のサケの捕獲が認められているに過ぎない。

しかし、そもそも明治以降の日本政府によるアイヌ諸集団のサケ漁を禁止する合法的理由は現在に至るも全く明らかになっておらず、かえって違法と考えられている。少なくとも、アイヌ諸集団のサケ捕獲を禁止する各法令の合法的根拠は明らかにされていない。

アイヌの権利に関しては、札幌地裁平成5年(行ウ)第9号(いわゆる二風谷ダム事件)において、土地収用法20条3号の要件の検討の際に、ダム建設によって失われる利益・諸価値の一つとしてアイヌの文化享有権を認めたのが初めてである。判決によると、アイヌの文化享有権は、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「ICCPR」という。なお日本では一般にB規約とも称されるが、ここではInternational Covenant on Civil and Political Rightsの頭文字をとりICCPRということにする)27条及び憲法13条によって保障される、とされた。ただし、この文化享有権はICCPRの文言上(2条1項「すべての個人に対し」、26条「すべての者は」、27条「当該少数民族に属する者は」)個人の権利とされており、憲法13条も個人の権利を規定している。ちなみに最近では、ICCPR27条は集団の文化享有権を含むとする学説も散見されるようになったが、法文上は個人の権利として規定されている。

本件では、原告に属する構成員のアイヌ個人の権利としてサケ捕獲権を求めるものではなく、アイヌの個々の集団の権利として、集団としての原告がサケ捕獲権を有することの確認を求めるものである。この集団の権利は、講学上「先住権」と称されている権利のことである。原告は浦幌町に江戸時代から存在していた複数のコタンが自らの支配領域内において独占的・排他的に有していた漁獵権としてのサケ捕獲権を引き継いでいることを主張し、本件訴えを提起したものである。

とか水産資源保護法とか道条例とかの解説文を出して、原告に対して「サケ捕獲権というのは現行法上の何を根拠とするのかを明らかにしろ」という釈明を求めてきた、ということ。こちらの権利の主張は、「江戸時代まで各アイヌの集団コタンが独占的・排他的な漁獵区域を持って、そこで独占的に漁獵権を有していた、それは講学的には先住権というなかのひとつです——」ということ。「その権利・権限を、現代において、原告が依然、有している」と主張をしているんですが、そもそも江戸時代に(各コタンが)持って

いたそういう権利について、まず(被告が)認めるのか、それとも認めないのか。認めたらうで、明治以降それが無くなった、という主張なのか。そこがまったくあいまいで、何も認否していない、触れていないんですね。被告が「認否をしない」となると訴訟が止まっちゃうので、ちゃんと認否するよ(裁判長から被告に指揮してくださいと)言いました。国側は論点をずらそうとしている。こちらとしては、明治維新の直後に土地が奪われ、サケ捕獲権を含むさまざまな自然資源に対する権利が奪われていった、その事実を認めるのか認めないのか、それとも(アイヌからの権利剥奪に)何か正当な根拠があったのか、それは国側が答

えるべき義務だというふうに思っています。それに触れたがらない国に対して、次回、さらに詳細な主張をしたいと思っています。

差間正樹・RAN名誉会長

私の今日の主張は、私たちの先祖が十勝川の河口域でサケを獲っていた、そのことに触れて、それで私たちが同じように十勝川の河口域でサケを漁獲したい、私たちの生活のために、サケの捕獲を権利として認めてほしい、という主張をしたわけです。

フロア

北海道新聞の角田と申します。弁護団に質問します。相手側の求釈明に対

して、どのように答えていく予定でしょうか。

市川守弘弁護士

求釈明は、「(ラポロアイヌネイションが浦幌十勝川河口域でのサケ漁の権利を有するとする) 現行法上の根拠を示せ」だから、「そんなものはないよ」という回答はするつもりです。だって、江戸時代にあった権利が、その後、認められなくなったのだから、今の法律、戦後にできた漁業法や水産資源保護法といった法律に(先住権の)根拠があるはずはない。今後、弁護士団で細かい打ち合わせをしながら、準備します。

フロア

訴状の大部分を割いて説明してある事実関係について、国側は「認否の限りでない」という一言で済ませていますが、そんな国の姿勢について思うところがあれば。

差間正樹さん

北海道はもともと私たちの先祖が住んでいた土地です。だから、イウォルツというんですけど、生活する範囲、領域を認めてほしいということですね。私たちは十勝川の河口域に住んでいるんで、十勝川の河口域には私たちの領域があるんだよってことを、なんとか

国に認めてほしいと思っております。

フロア

国が「認否の限りでない」というだけの答えを返してきたことに対しては、どのようにお感じですか？

差間正樹さん

国が何と言おうと、私たちにはサケを獲る権利があるんだということを要求していくだけです。

市川守弘弁護士

今回の被告＝国の対応は、ある意味、想定内なんです。この訴訟に真摯に対応しようとすれば、150年の歴史をどうみるか、場合によったらそれ(従来の史観)をひっくり返すかっていう問題なので、そう簡単には(認否)できかないだろう。だけど、ここで逃がさないで、150年の、明治以降の歴史について、国にちゃんとした認識を明らかにさせたい。今まで「有識者懇」とか、北大のいろんな学者は、アイヌの先住権は明治以前にはあったけれども、なんか自然になくなったかのよう

に記述している。問題は、明治初年のころ何があったのか——。ようは侵略かどうかでございまして。国はそう簡単には答えられないし、なるべく答えな

い逃げたい。それを逃がさないで、どうやってシッポをつかむか、そのせめぎあいなんです。

フロア

共同通信です。原告側の求める判断をする時、裁判所としては、どういった法律上の裏付けで(権利を)認めることになるでしょうか？

市川守弘弁護士

権利っていうのは、「何か法律があるから」あるいは「憲法があるから」という認められるものじゃないんですよ。権利(の根拠)っていうのは、歴史の中で、その権利行使が尊重すべきものとして認められているかどうか、なんです。日本の、特に法学研究者が悪いんだけど、常にまず「○権」があるかないかを議論していくわけ。これは日本独特のやり方なんです。たとえば原発訴訟なんかでも、まず「人格権があります」と確認した上で「再稼働差し止め」を求める形がとられてる。まずその権利があるかないかを議論するっていうのが、日本独特の法学者のとらえ方だけど、その考え方じゃなくて、歴史的事実として「何があったのか」「どういう権利行使をしていたのか」(を議論すべき)。いまそれが無いというなら、どうしてなくなったのか。なくなった過程に正当

性があるのかなのか。これを問うんですよ。たとえば「先住民族の権利に関する国連宣言」の中で「土地や自然資源に対する権利を先住民族は持つています」と規定されていますが、あれも、宣言があるから権利が生まれたわけじゃない。宣言があるうがなからうが、もともと権利はあったんです。宣言はその権利を「そうだよ」と確認しただけなんです。(この訴訟では)そういう問いかけをしたかと思っております。日本の法学者、裁判所の人たちにどうやってそのような帰納法的な論理の組み立てを理解してもらおうか、というところが問われています。だから(原告は)法律とか憲法に規定されている権利を一生懸命探して見つけるという作業は、しません。

フロア

向こう(被告)が「江戸時代には(コタンに)そういった権利があった」と認めると、それが糸口になり、そこから「なぜそれがなくなったのか」を立証する責任が向こうに出てくる、ということですね？

市川守弘弁護士

そうです。それが、向こう(被告)側が「侵略」を正当化できる理由になるはずなんです。土地もそうでしょ

う。自然資源も。だって江戸時代は（蝦夷地は日本にとつて）外国なんだから。それがなんでいきなり日本国内に入っちゃったの？そこを問う裁判なんですよ。向こうがどうい主張をしてくるのか……。だから大変でしょう。150年の歴史を、場合によってはひっくり返すような主張、あるいは裁判所の判断が出てくる可能性があるわけだから。向こうもすごい慎重です。

フロア

朝日新聞の芳垣です。差間さんにおうかがいます。今日の法廷で、ご自身のご体験を元に意見陳述されましたが、お気持ちをお聞かせください。

差間正樹さん

私たちが、自分の出自しゅつじというんですか、自分がいったい何者なんだろうかということ、悩んだり苦しんだりしているのはなぜなのか。子どもの時からの経験を通して、みんな、自分の子どものため、親戚のため、親きょうだいのために、黙り込んでしまう。そういうことを、何とか、みなさんの前で主張してみたいとずーっと思っただんです。今日、サケの捕獲権をめぐる、私たちの先祖が持っていた権利をどうしてなくしてしまったのか。いま、川で魚一本捕ったって、密漁で捕まっ

てしまいますよね。なんでこうなってしまったのか。自分の経験をみなさんの前でさらけ出して、私たちはこうやって大きくなってきたんだということ、何を主張してみたいと思ったわけです。

フロア

フリーライターの平田です。差間さんの陳述で、サケについて捕獲の権利のみならず、「川に野生のサケを戻したい」と、環境のことを述べていらしたのが非常に印象的でした。

差間正樹さん

サケの漁業について、みなさん新聞でもご覧になっていいると思うんですが、非常に不漁が続いているんですよね。原因は、もしかしたら稚魚ちりごがうまく再生産に乗っていないからじゃないかな、と思うんです。なんでこういうことになったのか。川の状態がどうか。稚魚が川から海に出ていく時にどういった環境におかれているのか。もう一度、私たちは自分の足下についていいますか、それを振り返って、私たちが今までサケの稚魚に行なってきたことをもう一度、考え直してみる必要があるんじゃないかと思っっているんです。たとえば私たち（サケ漁業者）は、毎年、川に稚魚を流してきているんで

すけど、人工的に流した稚魚が、一回の雨で全滅状態になることもあるんですよ。ところが、それでも稚魚が次から次から川から海に向かって泳いでいくんですよ。その稚魚こそ、天然由来の稚魚なんじゃないかなと思っ、川を見つめているんです。（サケの再生産過程を）全部、人工的に管理していくのは、今まではよかったのかも知れないですけど、今後どうなのかなという議論がいま、海岸で出されるべきだと思っております。

フロア

支援者の松本です。韓国の徴用工問題でも、日本政府は頑として植民地支配の責任はとらない、という姿勢です。そこで質問ですが、カナダやアメリカなどは、国家として植民地支配の責任を認めたいうえで、インディアン・テリトリーのいろんな権利を返還したということなんでしょうか。

市川守弘弁護士

ヨーロッパ人がアメリカ大陸を「発見」した時、インディアン・トライブ——アイヌでいうコタンのような集団が、そもそも独立国家として何千も成立して、お互いに戦争もしていた、と。そこにヨーロッパ人が入ってきた時、ヨーロッパ人の国（で最初に「発見



RAPORO
AINU NATION

サケをモチーフにしたラポロアイヌネイションの新しいロゴマークがお披露目されました (p1 も)。イラストレーター殿平有子さんの作品です。

した）、つまりイギリスが、フランスとかスペインを排除して、各トライブから土地を買い取る権利を持つんだ、という理解があるんです。「デイスカバリー・ドクトリン／発見の原理」と言うんだけど。ヨーロッパ人に都合のいい論理ではあるんですが、たとえばその原理の下であっても、独立国として存在していたインディアン・トライブの対内的な主権・支配、これは失われない、という大前提はありました。だから、アメリカ連邦政府は（各トライブと）条約を結んで土地を買い取っていた。そういう形でアメリカの開拓が進んでいくわけです。対外的には、

たとえば「ルイジアナ買収」といって、(フランス植民地だった)ルイジアナのすごい広い範囲をナポレオンから何千万ドルで買ったとか(1803年)、アメリカ・メキシコ戦争(1846〜48年)でアリゾナ・カリフォルニア・コロラドなどを取得したとか。日本が明治維新(1868年)を迎える時には、ハワイ州を除き、アラスカを含め、今のような合衆国ができていた。できていても、そこは依然インディアンが支配している土地なの。だからインディアンと条約を結んで土地を買い取っていった。その正統性が連邦最高裁の判例でどんどん裏づけられていくわけですよ、1820年〜30年代にね。(合衆国の場合は)そもそも植民地が何かっていう定義をする必要もないわけ。インディアン・トライブとはそういう存在なんだ、という前提だからね。じゃあ日本はどうか。明治維新以後、開拓使がお雇い外国人を招聘しています。その中に合衆国政府農務局長 (Commissioner in the Department of Agriculture) のホラシ・ケプロン (Horace Capron) がいます。ケプロンが黒田清隆・開拓次官に報告書を出して、アメリカでの白人に対する土地払い下げの法律などを紹介しています。そこには、白人に払い下げる対象地について「公有地の一区」と書いて

てあります。「払い下げる対象は公有地ですよ」とホラシ・ケプロンは開拓使に説明しているんです。公有地とは何か。インディアンの土地は公有地には含まれません。インディアン・トライブと条約を結んで、連邦政府が買い取った土地を公有地、パブリック・ランドと言うんです。アメリカではどういうインディアン対策の下で白人が開拓をしていったか、インディアンから正当に土地を買い取っていかないと連邦政府の土地に公有地にはならないということ、(ケプロン報告書を受けて)開拓使はじゅうじゅう理解していた。分かっている、それを無視したんですよ。だから僕は、「それは侵略でしょう」と(主張しています)。本来やるべきことが分かっているながら、それを無視して、一方的に「蝦夷地」を「北海道」にして、開拓使を置いて国有地化宣言して何郡何国を置いていくわけですよ。それは一般に言う侵略でしょ、という言い方をしています。そういうことを次回、まあ北米のことを言うかどうかは分かんないけど、主張したいとは思っています。

長岡麻寿恵弁護士(原告弁護団)

北米で、インディアンが自分たちの持っていた土地を利用し、そこで狩りをし、漁業をし、いろんな植物を採取

する権利、これは先住民族としてその地にずっと生きてきた人たちが持っていた権利なんですね。アイヌの人たちも同じようにコタンという集団で生活し、時には漁場をめぐる争い、土地を利用し、漁をし、狩猟をし、植物を採取する、そういう生活をして、そういう権利を持っていたわけですよ。それを、市川弁護士が言ったような形で、日本の明治政府は否定し、奪ってきた。この事実関係、歴史をきちんと認識するかどうか、正面から認めるかどうかということが、先ごろの道

議の「甘やかし」発言(の評価)にもつながるでしょうし、今回の訴訟で、国が歴史的な経過について「認否の限りでない」と、認めるとも認めないとも一切言わない、素通りをして知らんぷりをして、ほっかむりをして過ごうとする、こういう対応にもすべて共通しているのではないかと思います。

まとめ・北大開示文書研究会

最新情報はこちらから

ラポロアイヌネーション
サケ捕獲権確認
訴訟支援センター



www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポ V』より
北大開示文書研究会ニューズレター No.25 2021年3月4日
編集・発行 北大開示文書研究会
共同代表 清水裕二、殿平善彦
事務局 〒077-0032 北海道留萌市宮園町 3-39-8 (三浦忠雄方)
FAX 0164-43-0128 <http://www.kaijiken.sakura.ne.jp>
ロゴデザイン 浅野由美子